

## 【母子保健課關係】



## 別紙 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

## 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>別紙</p> <p>母子保健衛生費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p><u>(8) 市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</u></p> <p>(9) 平成 28 年 4 月熊本地震により被害を受けた熊本県、平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた岡山県、広島県、愛媛県、令和元年台風第 15 号及び第 19 号、令和 2 年 7 月豪雨により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。</p> <p>ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 3のうち市町村が行う (4) を除く事業</p> <p>① 別表の第 2 欄に定める種目ごとに、第 3 欄に定める基準額と、第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② ①により選定されたそれぞれの額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。</p>	<p>別紙</p> <p>母子保健衛生費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(8) 平成 28 年 4 月熊本地震により被害を受けた熊本県、平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた岡山県、広島県、愛媛県、令和元年台風第 15 号及び第 19 号、令和 2 年 7 月豪雨により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。</p> <p>ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 3のうち市町村が行う (4) を除く事業</p> <p>ア 別表の第 2 欄に定める種目ごとに、第 3 欄に定める基準額と、第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定されたそれぞれの額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。</p>

新	旧
<p>(2) 3のうち市町村が行う(4)の事業</p> <p>① (4)の事業のうち産前・産後ケア事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1及び2に定める基準額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(4)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(4)の事業のうち子育て世代包括支援センター開設準備事業を実施する場合は、別表の第3欄4に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② ①により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。</p> <p>5～14 (略)</p>	<p>(2) 3のうち市町村が行う(4)の事業</p> <p>ア (4)の事業のうち産前・産後ケア事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1及び2に定める基準額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(4)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(4)の事業のうち子育て世代包括支援センター開設準備事業を実施する場合は、別表の第3欄4に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。</p> <p>5～14 (略)</p>

旧

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
母子保健衛生費国庫補助金	子どもの心の診療ネットワーク事業	1 都道府県(指定都市)当たり <u>1,475,000</u> 円×実施月数	(略)	(略)
	生涯を通じた女性の健康支援事業	次により算出された額の合計額 1 (略) 2 女性健康支援センター事業(相談担当者に対する研修を含む。) (1) 基本分 <u>154,300</u> 円×実施月数 (2) 加算分 ① 妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置する場合の加算 <u>75,800</u> 円×実施月数 ② 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援を実施する場合の加算 (7) <u>150,000</u> 円×実施月数 (4) 10,000円×初回産科受診料助成件数 ③ 夜間・休日対応をする場合の加算 <u>53,000</u> 円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置し、開設時間が週40時間を超える時間は、当該40時間を超える時間を14時間で除した数(小数点以下四捨五入)を実施月数に乗ずることができる。 ④ 若年妊婦等支援の強化を実施	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金(負担金)、扶助費	(略)

新

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
母子保健衛生費国庫補助金	子どもの心の診療ネットワーク事業	1 都道府県(指定都市)当たり <u>1,458,000</u> 円×実施月数	(略)	(略)
	生涯を通じた女性の健康支援事業	次により算出された額の合計額 1 (略) 2 女性健康支援センター事業(相談担当者に対する研修を含む。) (1) 基本分 <u>158,700</u> 円×実施月数 (2) 加算分 ① 妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置する場合の加算 <u>78,100</u> 円×実施月数 ② 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援を実施する場合の加算 (7) <u>175,000</u> 円×実施月数 (4) 10,000円×初回産科受診料助成件数 ③ 夜間・休日対応をする場合の加算 <u>54,600</u> 円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置し、開設時間が週40時間を超える時間は、当該40時間を超える時間を14時間で除した数(小数点以下四捨五入)を実施月数に乗ずることができる。 ④ 若年妊婦等支援の強化を実施	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金(負担金)、扶助費	(略)

新	旧
<p>する場合の加算</p> <p>(7) 運営費 <u>172,100円</u>×実施月数</p> <p>(4) SNS等運用費 10,888,000円 (年額)</p> <p>(ウ) 緊急一時的な居場所の確保費用 16,100円×宿泊日数</p> <p><u>⑤ 出生前遺伝学的検査を受けた者等への支援</u></p> <p>(7) 運営費 <u>151,700円</u>×実施月数</p> <p>(4) 研修費 <u>28,700円</u>×実施月数</p> <p>3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。)</p> <p>(1) 基本分 474,500円×実施月数</p> <p>(2) 加算分</p> <p>① 不育症に悩む者に対する相談対応等を行う場合の加算 60,600円×実施月数</p> <p>② 夜間・休日対応をする場合の加算 <u>54,600円</u>×実施月数</p> <p><u>③ 不妊症・不育症支援ネットワーク事業</u> <u>866,600円</u>×実施月数</p> <p>4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり <u>1,679,000円</u></p> <p>5 若年妊婦等支援事業</p> <p>(1) 基本分 1団体当たり 相談支援等 <u>366,700円</u>×実施月数</p> <p>(2) 加算分</p>	<p>する場合の加算</p> <p>(7) 運営費 168,500円×実施月数</p> <p>(4) SNS等運用費 10,888,000円 (年額)</p> <p>(ウ) 緊急一時的な居場所の確保費用 16,100円×宿泊日数</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。)</p> <p>(1) 基本分 474,500円×実施月数</p> <p>(2) 加算分</p> <p>① 不育症に悩む者に対する相談対応等を行う場合の加算 60,600円×実施月数</p> <p>② 夜間・休日対応をする場合の加算 <u>53,000円</u>×実施月数</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり <u>1,674,000円</u></p> <p>5 若年妊婦等支援事業</p> <p>(1) 基本分 1団体当たり 相談支援等 <u>357,500円</u>×実施月数</p> <p>(2) 加算分</p>

新		旧	
<p>不育症検査費用助成事業</p>	<p>① 夜間休日対応加算 1 団体当たり <u>50,000円×実施件数</u></p> <p>② 緊急一時的な居場所の確保をする場合の加算 16,100円×宿泊日数</p>	<p>① 夜間休日対応加算 1 団体当たり <u>54,700円×実施月数</u></p> <p>② SNS等を運用する場合の加算 1 団体当たり 10,888,000円(年額)</p> <p>③ 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援を実施する場合の加算(1 団体当たり) <u>314,400円×実施月数(運営費)</u> 10,000円×初回産科受診料 助成件数</p> <p>④ 緊急一時的な居場所の確保をする場合の加算 16,100円×宿泊日数</p>	<p>不育症検査費用助成事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費</p> <p><u>2分の1</u></p>
<p>不育症検査費用助成事業</p>	<p>① 夜間休日対応加算 1 団体当たり <u>53,000円×実施月数</u></p> <p>② SNS等を運用する場合の加算 1 団体当たり 10,888,000円(年額)</p> <p>③ 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援を実施する場合の加算(1 団体当たり) <u>307,100円×実施月数(運営費)</u> 10,000円×初回産科受診料 助成件数</p> <p>④ 緊急一時的な居場所の確保をする場合の加算 16,100円×宿泊日数</p>	<p>不妊に悩む方への特定治療支援事業</p> <p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 助成費</p> <p>特定不妊治療</p> <p>(1) <u>150,000円×実施件数</u></p> <p>(2) <u>75,000円×実施件数</u></p> <p>(3) <u>300,000円×実施件数(初回の治療に限る)</u></p> <p>(4) <u>150,000円×実施件数(特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)を実施した場合)</u></p> <p>(5) <u>300,000円×実施件数(初回の治療に限る)</u>(特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)を実施した場合)</p> <p>※(1)については、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱別添6(以下「別添6」という。)</p>	<p>不妊に悩む方への特定治療支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、(消耗品費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費</p> <p><u>2分の1</u></p>

新		旧																	
妊娠・出産包括支援事業	<p>○市町村事業</p> <p>1 産前・産後サポート事業 (1) (略)</p> <p>(2) 多胎妊産婦等支援</p> <p>①多胎ピアサポート事業 1 市町村当たり 189,000円×実施月数</p> <p>②多胎妊産婦等サポート事業 1 市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分(人)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万人未満</td> <td>155,800</td> </tr> <tr> <td>2万人以上5万人未満</td> <td>213,400</td> </tr> <tr> <td>5万人以上10万人未満</td> <td>386,200</td> </tr> <tr> <td>10万人以上30万人未満</td> <td>424,500</td> </tr> <tr> <td>30万人以上70万人未満</td> <td>443,800</td> </tr> <tr> <td>70万人以上150万人未満</td> <td>616,500</td> </tr> <tr> <td>150万人以上</td> <td>712,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 出産や子育てに悩む父親支援 ①運営費及び研修費 1 市町村当たり 154,800円×実施月数</p> <p>②ピアサポート事業 1 市町村当たり 55,400円×実施月数</p>	人口区分(人)	単価(円)	2万人未満	155,800	2万人以上5万人未満	213,400	5万人以上10万人未満	386,200	10万人以上30万人未満	424,500	30万人以上70万人未満	443,800	70万人以上150万人未満	616,500	150万人以上	712,500	<p>妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(略)</p>	<p>妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(略)</p>
人口区分(人)	単価(円)																		
2万人未満	155,800																		
2万人以上5万人未満	213,400																		
5万人以上10万人未満	386,200																		
10万人以上30万人未満	424,500																		
30万人以上70万人未満	443,800																		
70万人以上150万人未満	616,500																		
150万人以上	712,500																		
妊娠・出産包括支援事業	<p>○市町村事業</p> <p>1 産前・産後サポート事業 (1) (略)</p> <p>(2) 多胎妊産婦等支援</p> <p>①多胎ピアサポート事業 1 市町村当たり 189,000円×実施月数</p> <p>②多胎妊産婦等サポート事業 1 市町村当たり</p> <p>189,000円×実施月数</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(略)</p>	<p>妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(略)</p>																
	<p>のC、F及び初回の治療を除く。 ※(2)については、別添6のC及びFの治療内容に限る。 ※(3)については、別添6のC及びFの治療内容を除く。 ※(4)、(5)については、別添6のCの治療内容を除く。 2 (略)</p>																		



新		旧	
<p>① 保健師等に対する研修の実施 (熊本県) <u>1,964,480</u> 円 (熊本市) <u>491,120</u> 円</p> <p>2 平成 30 年 7 月豪雨 相談支援等事業 890,290 円×実施月数 <u>(被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、そのうち被災したことによる相談に要する費用に限る)</u></p> <p>② 保健師等に対する研修の実施 (岡山県、広島県、愛媛県) <u>1,964,480</u> 円 (岡山市、広島市、倉敷市、福山市、呉市、松山市) <u>491,120</u> 円</p> <p>3 令和元年台風第 15 号及び第 19 号 相談支援等事業 890,290 円×実施月数 <u>(被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る)</u></p> <p>② 保健師等に対する研修の実施 (都道府県) <u>1,964,480</u> 円 (指定都市、中核市) <u>491,120</u> 円</p> <p>4 令和 2 年 7 月豪雨 相談支援等事業 890,290 円×実施月数 <u>(被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>2分の1</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>① 保健師等に対する研修の実施 (熊本県) <u>1,974,800</u> 円 (熊本市) <u>493,700</u> 円</p> <p>2 平成 30 年 7 月豪雨 相談支援等事業 <u>833,200</u> 円×実施月数</p> <p>② 保健師等に対する研修の実施 (岡山県、広島県、愛媛県) <u>1,974,800</u> 円 (岡山市、広島市、倉敷市、福山市、呉市、松山市) <u>493,700</u> 円</p> <p>3 令和元年台風第 15 号及び第 19 号 相談支援等事業 <u>833,200</u> 円×実施月数</p> <p>② 保健師等に対する研修の実施 (都道府県) <u>1,974,800</u> 円 (指定都市、中核市) <u>493,700</u> 円</p> <p>4 令和 2 年 7 月豪雨 相談支援等事業 <u>833,200</u> 円×実施月数</p>	<p>(略)</p> <p>4分の3</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

新		旧	
	<p>② 保健師等に対する研修の実施 (県) <u>1,964,480</u> 円 (指定都市、中核市) <u>491,120</u> 円</p> <p><u>の中で対応している場合は、被災した ことによる相談に要する費用に限る)</u></p>	<p>② 保健師等に対する研修の実施 (県) <u>1,974,800</u> 円 (指定都市、中核市) <u>493,700</u> 円</p>	

(別紙)

「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(実施要綱) 新旧対照表 (案)

下線部分は、改正部分

u003cbr>

新	旧
<p>雇児発第 0823001 号                      平成 17 年 8 月 23 日</p> <p>一部改正 雇児発第 1011007 号平成 18 年 10 月 11 日                      雇児発第 0514002 号平成 19 年 5 月 14 日                      雇児発第 0331010 号平成 20 年 3 月 31 日                      雇児発第 0515001 号平成 21 年 5 月 15 日                      雇児発 0716 第 4 号平成 21 年 7 月 16 日                      雇児発 0324 第 6 号平成 22 年 3 月 24 日                      雇児発 0329 第 12 号平成 23 年 3 月 29 日                      雇児発 0405 第 24 号平成 24 年 4 月 5 日                      雇児発 0515 第 25 号平成 25 年 5 月 15 日                      雇児発 0530 第 2 号平成 26 年 5 月 30 日                      雇児発 1205 第 2 号平成 26 年 12 月 5 日                      雇児発 0217 第 2 号平成 27 年 2 月 15 日                      雇児発 0417 第 1 号平成 27 年 4 月 17 日                      雇児発 0120 第 3 号平成 28 年 1 月 20 日                      雇児発 0516 第 3 号平成 28 年 5 月 16 日                      雇児発 0915 第 5 号平成 28 年 9 月 15 日                      雇児発 0331 第 32 号平成 29 年 3 月 31 日                      子発 0328 第 1 号平成 30 年 3 月 28 日                      子発 1011 第 7 号平成 30 年 10 月 11 日                      子発 0517 第 1 号令和元年 5 月 17 日                      子発 0617 第 2 号令和 2 年 6 月 17 日                      子発 0817 第 1 号令和 2 年 8 月 17 日                      子発 ※ ※ 第 ※ 号 令和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p>	<p>雇児発第 0823001 号                      平成 17 年 8 月 23 日</p> <p>一部改正 雇児発第 1011007 号平成 18 年 10 月 11 日                      雇児発第 0514002 号平成 19 年 5 月 14 日                      雇児発第 0331010 号平成 20 年 3 月 31 日                      雇児発第 0515001 号平成 21 年 5 月 15 日                      雇児発 0716 第 4 号平成 21 年 7 月 16 日                      雇児発 0324 第 6 号平成 22 年 3 月 24 日                      雇児発 0329 第 12 号平成 23 年 3 月 29 日                      雇児発 0405 第 24 号平成 24 年 4 月 5 日                      雇児発 0515 第 25 号平成 25 年 5 月 15 日                      雇児発 0530 第 2 号平成 26 年 5 月 30 日                      雇児発 1205 第 2 号平成 26 年 12 月 5 日                      雇児発 0217 第 2 号平成 27 年 2 月 15 日                      雇児発 0417 第 1 号平成 27 年 4 月 17 日                      雇児発 0120 第 3 号平成 28 年 1 月 20 日                      雇児発 0516 第 3 号平成 28 年 5 月 16 日                      雇児発 0915 第 5 号平成 28 年 9 月 15 日                      雇児発 0331 第 32 号平成 29 年 3 月 31 日                      子発 0328 第 1 号平成 30 年 3 月 28 日                      子発 1011 第 7 号平成 30 年 10 月 11 日                      子発 0517 第 1 号令和元年 5 月 17 日                      子発 0617 第 2 号令和 2 年 6 月 17 日                      子発 0817 第 1 号令和 2 年 8 月 17 日</p>

各 都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区 区 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子保健医療対策総合支援事業の実施について

母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長及び特別区区長を除く。）に対する周知につき配属願います。

なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について（平成8年5月10日児発第485号厚生省児童家庭局長通知）、新生児聴覚検査の実施について（平成12年10月20日児発第834号厚生省児童家庭局長通知）、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について（平成9年4月1日児発第250号厚生省児童家庭局長通知）、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について（平成8年5月10日児発第483号厚生省児童家庭局長通知）、特定不妊治療費助成事業の実施について（平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、周産期医療対策整備事業の実施について（平成8年5月10日児発第488号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。

各 都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区 区 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子保健医療対策総合支援事業の実施について

母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長及び特別区区長を除く。）に対する周知につき配属願います。

なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について（平成8年5月10日児発第485号厚生省児童家庭局長通知）、新生児聴覚検査の実施について（平成12年10月20日児発第834号厚生省児童家庭局長通知）、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について（平成9年4月1日児発第250号厚生省児童家庭局長通知）、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について（平成8年5月10日児発第483号厚生省児童家庭局長通知）、特定不妊治療費助成事業の実施について（平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、周産期医療対策整備事業の実施について（平成8年5月10日児発第488号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。

別紙	母子保健医療対策総合支援事業実施要綱
別紙	<p style="text-align: center;">母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもの心の診療ネットワーク事業 (別添1)</li> <li>2 生涯を通じた女性の健康支援事業       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康教育事業 (別添2)</li> <li>(2) 女性健康支援センター事業 (別添3)</li> <li>(3) 不妊専門相談センター事業 (別添4)</li> <li><del>(4) 不妊症・不育症支援ネットワーク事業 (別添4-2)</del></li> <li>(5) HTLV-1 母子感染対策事業 (別添5)</li> <li>(6) 若年妊婦等支援事業 (別添6)</li> </ol> </li> <li>3 妊娠・出産包括支援事業       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 産前・産後サポート事業 (別添7)</li> <li>(2) 産後ケア事業 (別添8)</li> <li>(3) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 (別添9)</li> <li>(4) 子育て世代包括支援センター開設準備事業 (別添10)</li> <li>(5) 妊娠・出産包括支援推進事業 (別添11)</li> </ol> </li> <li><del>4 不妊に悩む方への特定治療支援事業 (別添12)</del></li> <li><del>4 不育症検査費用助成事業 (別添12)</del></li> <li>5 産婦健康診査事業 (別添13)</li> <li>6 新生児聴覚検査体制整備事業 (別添14)</li> <li>7 予防のための子ども死亡検証体制整備モデル事業 (別添15)</li> <li><del>8 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 (別添16)</del></li> <li><del>9 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業 (別添17)</del></li> <li><del>(削除)</del></li> <li><del>(削除)</del></li> </ol> <p>第3～4 (略)</p>
別紙	<p style="text-align: center;">母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもの心の診療ネットワーク事業 (別添1)</li> <li>2 生涯を通じた女性の健康支援事業       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康教育事業 (別添2)</li> <li>(2) 女性健康支援センター事業 (別添3)</li> <li>(3) 不妊専門相談センター事業 (別添4)</li> <li><del>(4) 不妊症・不育症支援ネットワーク事業 (別添4-2)</del></li> <li>(4) HTLV-1 母子感染対策事業 (別添5)</li> <li>(5) 若年妊婦等支援事業 (別添6)</li> </ol> </li> <li>3 妊娠・出産包括支援事業       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 産前・産後サポート事業 (別添7)</li> <li>(2) 産後ケア事業 (別添8)</li> <li>(3) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 (別添9)</li> <li>(4) 子育て世代包括支援センター開設準備事業 (別添10)</li> <li>(5) 妊娠・出産包括支援推進事業 (別添11)</li> </ol> </li> <li><del>4 不妊に悩む方への特定治療支援事業 (別添12)</del></li> <li><del>(新規)</del></li> <li>5 産婦健康診査事業 (別添13)</li> <li>6 新生児聴覚検査体制整備事業 (別添14)</li> <li>7 予防のための子ども死亡検証体制整備モデル事業 (別添15)</li> <li><del>(新規)</del></li> <li>8 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業 (別添16)</li> <li>9 新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業 (別添 21-1、21-2)</li> <li>10 乳幼児健康診査個別実施支援事業 (別添 22)</li> </ol> <p>第3～4 (略)</p>

<p>別添 1～2 (略)</p> <p>別添 3</p> <p>女性健康支援センター事業</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業内容等 都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>(1) 対象者 ①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥ 出生前遺伝学的検査 (NIPT) を受けた者、受検を検討している者又はその家族</u></p> <p><u>⑦ その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談を希望する者</u></p> <p>(2) 事業内容 ①～⑦ (略)</p> <p><u>⑧ (1) ⑥の対象者への専門的な相談支援、障害福祉関係機関との連絡調整、相談支援に必要となる知識の修得に係る研修の実施</u></p> <p><u>⑨ その他相談の実施に必要な事項</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 留意事項 ①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 出生前遺伝学的検査 (NIPT) を受けた妊婦等に対し、障害福祉関係の機関等の紹介を行うため、随時、市町村の障害福祉関係部署との連携を図ること。</u></p> <p>別添 4 <u>1</u></p>	<p>別添 1～2 (略)</p> <p>別添 3</p> <p>女性健康支援センター事業</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業内容等 都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>(1) 対象者 ①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥ その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談を希望する者</u></p> <p>(2) 事業内容 ①～⑦ (略)</p> <p><u>⑧ その他相談の実施に必要な事項</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 留意事項 ①～④ (略)</p> <p><u>⑨ その他相談の実施に必要な事項</u></p> <p>別添 4</p>
---	---

1～3 (略)

1～3 (略)

別添 4-2

(新規)

不妊症・不育症支援ネットワーク事業

1 事業の目的

不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域おける不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）であり、かつ、不妊専門相談センターを実施している都道府県等とする。なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体（以下「団体等」という。）に委託することができる。

3 事業内容

以下に記載する（1）から（4）の事業を実施する。

（1）不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催

（2）当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施

（3）不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施

（4）不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施

（5）その他、不妊症・不育症への支援に資する事業の実施

4 留意事項

(1) 当事業の実施に当たり、不妊専門相談センター事業を受託している団体と、別の団体等へ委託することは可能であるが、必ず不妊専門相談センター事業を受託している団体と連携すること。

(2) 3 (1) の事業を実施する場合、3 (1) に記載した団体など、地域の实情に応じて多様な関係者を協議会の構成員とすること。

(3) 3 (2) の事業を実施する場合、当事者団体の他、ピアサポーターの研修を受講した者など、不妊症・不育症に知見が有り、不妊治療患者等に対して寄り添った支援を行える者が実施すること。

(4) 3 (3) の実施に当たり配置されるカウンセラーについては、不妊症・不育症に係る最新の知識を有するため、定期的に研修に参加するなどに努めること。

(5) 3 (4) を実施するに当たり、また、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、早い段階から里親制度や特別養子縁組制度に興味・関心を持っていただけるよう、児童相談所や民間フオスターリング機関等と連携し、里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を実施すること。

別添5～6 (略)

別添7

産前・産後サポート事業

1～3 (略)

4 事業の実施方法及び内容

以下の(1)～(4)の事業を実施すること。なお、(2)及び(3)については、単独で実施することは差し支えない。

(1)～(3) (略)

(4) 出産や子育てに悩む父親に対する支援

① ピアサポート支援等

以下の(ア)及び(イ)を実施することで、子育てに関する悩みの共有や情報交換や、子どもや父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場と

別添5～6 (略)

別添7

産前・産後サポート事業

1～3 (略)

4 事業の実施方法及び内容

以下の(1)～(3)の事業を実施すること。なお、それぞれ単独で実施することとは差し支えない。

(1)～(3) (略)

(新規)

<p>して、継続的な支援を行う</p> <p>(ア) 父親の交流会等の実施</p> <p>(イ) 子育て経験のある父親による個別の相談支援の実施</p> <p>② 父親相談支援</p> <p>以下の(ア)及び(イ)を実施する事で、妻の妊娠・出産や子ども誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態への支援を行う。</p> <p>(ア) 以下の(イ)の研修を受けた者、もしくは同等の知識を有する者による相談の実施</p> <p>(イ) 父親のカウンセリングを行うに当たり、必要となる知識を修得するための研修の実施。</p>	<p>5～7 (略)</p> <p>別添 8</p> <p>産後ケア事業</p> <p>1 事業目的  <u>出産後1年以内</u>の退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。</p> <p>2 実施主体      本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。      なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>3 対象者      次の(1)又は(2)の事由に該当する者（以下「利用者」という。）とする。      対象者の選定に当たっては、<u>同居家族の有無等にかかわらず、判断することとし、</u></p>
<p>5～7 (略)</p> <p>別添 8-1</p> <p>産後ケア事業</p> <p>1 事業目的  <u>退院直後</u>の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。</p> <p>2 実施主体      本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。      なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>3 対象者      家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)の事由に該当する者（以下</p>	<p>5～7 (略)</p> <p>別添 8-1</p> <p>産後ケア事業</p> <p>1 事業目的  <u>退院直後</u>の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。</p> <p>2 実施主体      本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。      なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>3 対象者      家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)の事由に該当する者（以下</p>

<p>「利用者」という。)とする。対象者の選定に当たっては、退院直後の褥婦は、心身の回復期にあり孤立しやすく育児不安を抱えやすいことを考慮することとする。</p> <p>(1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者</p> <p>(2) (1) の他、特に支援が必要と認められる者</p> <p>4 事業の実施方法及び内容</p> <p>地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次の(2)の①、②又は③の実施方法により、原則として(2)の①及び②の事業を実施することとし、必要に応じて③から⑤の事業を実施することとする。</p> <p><b>(新規)</b></p> <p>(1) 実施方法</p> <p>① 宿泊型</p> <p>病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。利用期間は原則として7日間以内とすること。ただし、市町村が必要と認められた場合には、その期間を延長することができる。</p> <p>利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で市町村が認めた場合に宿泊させることができる。</p> <p>② デイサービス型</p> <p>日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。</p> <p>③ アウトリーチ型</p> <p>実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。</p> <p>(2) 内容 (略)</p> <p>5 実施担当者</p> <p>次のとおり、事業の内容に応じて(1)を配置したうえで、(2)及び(3)の担当者を配置すること。また、<b>宿泊型</b>で実施する場合には、24時間体制で1名以上</p>	<p>退院直後の褥婦については、心身の回復期にあり、孤立しやすく育児不安を抱えやすいことを考慮することとする。</p> <p>(1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者</p> <p>(2) (1) の他、特に支援が必要と認められる者</p> <p>4 事業の実施方法及び内容</p> <p>地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次の(2)の①、②又は③の実施方法により、原則として(3)の①及び②の事業を実施することとし、必要に応じて③から⑤の事業を実施することとする。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>産後ケア事業を管理する者を定めること。</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>① <b>短期入所(ショートステイ)型</b></p> <p>病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を<b>短期入所</b>させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。利用期間は原則として7日間以内とすること。ただし、市町村が必要と認められた場合には、その期間を延長することができる。</p> <p>利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で市町村が認めた場合に宿泊させることができる。</p> <p>② <b>通所(デイサービス)型</b></p> <p>日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。</p> <p>③ <b>居宅訪問(アウトリーチ)型</b></p> <p>実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。</p> <p>(3) 内容 (略)</p> <p>5 実施担当者</p> <p>次のとおり、事業の内容に応じて(1)を配置したうえで、(2)及び(3)の担当者を配置すること。また、<b>短期入所型</b>で実施する場合には、24時間体制で1名以上</p>
---	---

<p>上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。なお、事業内容に必要な担当者については保健師助産師看護師法や医師法等を参考にすること。</p> <p>(1) 助産師、保健師又は看護師 (2) 心理に関しての知識を有する者 (3) 育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者</p> <p>6 実施場所 (1) <u>短期入所（ショートステイ）型</u> 利用者が宿泊する施設は、原則として次の①から③までの設備を有する施設であり、かつ、<u>適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有する</u>こと。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>① 居室 ② カウンセリングを行う部屋 ③ 乳児の保育を行う室 ④ 体操等を行う多目的室 ⑤ ①から④までの他、事業の実施に必要な設備</p> <p>(2) <u>通所（デイサービス）型</u> 個別又は集団で支援を行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>(3) <u>居宅訪問（アウトリーチ）型</u> 利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十分配慮すること。</p> <p>7～8（略）</p> <p>9 留意事項 (1)（略） (2) 本事業の実施に当たっては、例えば、<u>多胎家庭など、日常生活や外出に困難を伴う利用者等に対しては、利用の意向や、利用に際しての申請を、新生児訪問等の際</u></p>	<p>の助産師、保健師又は看護師を配置すること。なお、事業内容に必要な担当者については保健師助産師看護師法や医師法等を参考にすること。</p> <p>(1) 助産師、保健師又は看護師 (2) 心理に関しての知識を有する者 (3) 育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者</p> <p>6 実施場所 (1) <u>宿泊型</u> 利用者が宿泊する施設は、原則として次のアからオまでの設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>① <u>利用者の居室</u> ② カウンセリング室 ③ 乳児保育室 ④ 体操等を行う多目的室 ⑤ ①から④までの他、事業の実施に必要な設備</p> <p>(2) <u>デイサービス型</u> 個別又は集団で支援を行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>(3) <u>アウトリーチ型</u> 利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十分配慮すること。</p> <p>7～8（略）</p> <p>9 留意事項 (1)（略） (2) 本事業の実施に当たっては、利用者等の有無や利用に際しての申請を、新生児訪問等の際に受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応</p>
---	---

<p>に受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。 (3)～(12) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>を行うこと。 (3)～(12) (略)</p> <p><u>別添 8-2</u></p> <p><u>産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業</u></p> <p>1 事業目的 産後ケアを行う施設に勤務する職員及び利用者向けマスクや消毒用エタノール等の一括購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発などに必要となる費用について補助を行うことで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は市町村とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部を委託することができる。</p> <p>3 事業内容 産後ケアを行う施設に対し、以下の(1)～(5)の事業を実施することとする。 (1) 勤務する職員及び利用者向けマスクの一括購入 (2) 消毒用エタノール等の一括購入 (3) 事業所等の消毒 (4) 感染症予防の広報・啓発 (5) その他、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することに資する事業</p> <p><u>別添 9～11 (略)</u></p> <p><u>別添 12</u></p>
<p>に受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。 (3)～(12) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>を行うこと。 (3)～(12) (略)</p> <p><u>別添 8-2</u></p> <p><u>産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業</u></p> <p>1 事業目的 産後ケアを行う施設に勤務する職員及び利用者向けマスクや消毒用エタノール等の一括購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発などに必要となる費用について補助を行うことで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は市町村とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部を委託することができる。</p> <p>3 事業内容 産後ケアを行う施設に対し、以下の(1)～(5)の事業を実施することとする。 (1) 勤務する職員及び利用者向けマスクの一括購入 (2) 消毒用エタノール等の一括購入 (3) 事業所等の消毒 (4) 感染症予防の広報・啓発 (5) その他、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することに資する事業</p> <p><u>別添 9～11 (略)</u></p> <p><u>別添 12</u></p>

## 不育症検査費用助成事業

### 1 事業目的

不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的な負担を図るとともに、現在、研究段階にある不育症検査のうち、先進医療として実施されるものを対象に、補助を行うことにより、当該検査の保険適用を推進する。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、この事業の一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

### 3 対象者

二回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある者

### 4 対象となる検査 及び助成額

対象となる検査は、先進医療として告示されている不育症検査とし、その実施機関として承認されている保険医療機関で実施するもの。

助成額は一回の検査につき5万円までとする。

※ 保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限る。

## 不妊に悩む方への特定治療支援事業

### 1 事業目的

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、この事業の一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

### 3 対象者

(1) 特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたものとする。

(2) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦とする。

### 4 対象となる治療等

特定不妊治療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。）

なお、以下に掲げる治療は助成の対象としない。

(1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療

(2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

(3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

## 5 実施方法

都道府県等が、3に定める対象者が4に定める検査の受検に要した費用の一部を助成することにより行うものとする。

## 5 医療機関の指定等

(1) 事業の実施に当たり、都道府県等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。

なお、医療機関の指定基準を定めるに当たっては、次の諸点に留意すること。  
① 別添17「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。

② 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対応できる医療機関であること。例えば、公益社団法人日本産科婦人科学会（以下「学会」という。）が定めた以下の会告等が参考となる。

- ・体外受精・胚移植に関する見解（平成26年6月）
  - ・顕微授精に関する見解（平成18年4月）
  - ・ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成26年6月）
  - ・「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成20年4月）
  - ・生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解（平成27年4月）
  - ・出生前に行われる遺伝学的検査および診断に関する見解（平成25年6月）
- また、指定に当たっては、域外であっても管内の患者を多く受け入れている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮すること。

(2) 指定した医療機関についても、3年程度を目途に、指定基準に照らして再審査を行うものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたと判断される等の状況があれば、すみやかに再審査を行い、指定の取消を行うことができるものとする。

(3) 指定医療機関及びそれを指定する都道府県知事等は、地域の周産期医療の確保を図り、また、指定医療機関と周産期医療機関の連携に十分配慮するものとする。

(4) 本事業の円滑な実施を図るため、医療機関の指定その他の事務処理に当たっては、医師会等関係者と十分連絡協議の上行うものとする。

## 6 助成の申請及び決定

### (1) 助成の申請

① 助成を受けようとする者は、原則として、検査が終了した日の属する年度内に、居住地を管轄する保健所を經由して都道府県知事等に申請を行うもの

## 6 実施方法

本事業の実施は、都道府県等が、3に定める対象者が5により指定する医療機関において4に定める治療のために要した費用の一部を助成することにより行うものとする。

とする。

② 申請に当たっては、不育症検査費用助成事業申請書様式（別紙1を参考とすること。）及び必要書類を添付する。

## （2）助成の決定

① 当該年度の助成対象か否かについては申請が行われた日を基準とする。  
② 都道府県知事等は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知すること。

## 7 広報活動等

（1）都道府県等は、不育症検査・治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るものとする。

（2）都道府県等は、助成を受けようとする者が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めること。

（3）不育症に悩む方への支援は、経済的負担軽減とともに、不育症に関する相談指導や情報提供等を併せて行うことが望ましいため、都道府県等は、本事業の実施に当たって、別添4に掲げる「不妊専門相談センター」を設置し、不育症に対する支援を行うとともに、当該センター及びその他の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めること。

（4）都道府県等は、実施医療機関の施設要件として、以下を確認すること。

・ 当該患者に対して、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関であること

・ 不育症に係る先進医療を実施する保険医療機関として届出を行っている又は承認されている医療機関であることを確認すること。

（5）不妊専門相談センターにおいては、厚生労働省のHPに掲載される先進医療及びその実施医療機関を確認し、医療機関リストを作成し、適宜更新すること。

## 8 実績・成果の把握

（1）都道府県等は、助成を受けようとする者に対し、別に定める検査結果に関する項目について、国、学会、都道府県等において把握することをあらかじめ説明すること。

（2）都道府県等は、3月末までに申請者から提出のあった上記項目が記載された個

## 7 助成の額及び期間

（1）特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円（ただし、別添18のC及びFの治療については、7万5千円）まで、助成する。通算助成回数、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、6回（40歳以上であるときは通算3回）までとする。

ただし、平成25年度以前から本事業による特定不妊治療の助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には、助成しない。

なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程を指す。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植も1回とみなす。

（2）（1）のうち初回の治療に限り30万円まで助成する。（ただし、別添18のC及びFの治療を除く）

（3）特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合は、（1）及び（2）のほか、1回の治療につき15万円まで助成する。（ただし、別添18のCの治療を除く）

（4）（3）のうち初回の治療に限り30万円まで助成する。

## 8 助成の申請及び決定

### （1）助成の申請

① 助成を受けようとする者は、原則として、治療が終了した日の属する年度内に、居住地を管轄する保健所を経由して都道府県知事等に申請を行うものとする。

票を別に定める期日までに厚生労働省に提出すること。

9 留意事項

(1) 都道府県等は、助成の状況を明確にするため、必要に応じて、不育症検査費用助成事業台帳（様式は別紙2を参考とすること。）を備え付け、助成の状況を把握すること。

(2) 都道府県等は、申請等事務手続きに当たって、助成を受けようとする者の心理及びプライバシーに十分配慮すること。

② 申請には、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書様式（別添19を参考とすること。）及び必要書類を添付する。なお、必要書類については、前回申請時に提出したのと同じ場合は添付を省略することができる。

(2) 助成の決定

① 当該年度の助成対象か否かについては申請が行われた日を基準とする。

② 都道府県知事等は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知すること。

9 支給要件等

(1) 所得要件

夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円未満である場合に助成を行うこととする。

(2) 所得の範囲

(1) の所得の範囲については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条を準用する。

(3) 所得の額の計算方法

(1) の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条を準用する。

10 広報活動等

(1) 不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るものとする。

また、近年の結婚年齢の上昇に伴い、特定不妊治療を受ける者の年齢も上昇している一方で、高齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなるのが医学的に明らかになっており、不妊治療を受けている者であっても、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識を持っていない場合があることや、不妊治療をしても妊娠に至らない場合があることから、こうした知識について正確な情報の提供、普及啓発を行うこと。

さらに普及啓発に当たっては、不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や妊娠・出産等を考えている者を含む一般の者にも普及啓発を図るなど、広く広報等を行うこと。

(2) 助成を受けようとする夫婦が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めること。

(3) 不妊に悩む方への支援は、経済的負担軽減とともに、不妊に関する相談指導や情報提供等を併せて行うことが望ましいため、本事業の実施に当たっては、別添4に掲げる「不妊専門相談センター」を設置し、当該センター及びその他の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めること。

#### 11 実績・成果の把握

(1) 指定医療機関の医師等及び都道府県等は、助成を受けようとする夫婦に対し、(2)に掲げる調査項目について、学会及び都道府県等において把握すること  
をあらかじめ説明するものであること。

(2) 厚生労働省は、学会を通じて得た次の調査項目の集計結果について、都道府県等に通知すること。

##### ・ 取りまとめ内容

受給人数（全数、治療方法別）、治療周期総数（全数、治療方法別）、  
年齢分布（全数、治療方法別）、妊娠数（全数、年齢別、治療方法別）、  
採卵あたり妊娠率（全数、年齢別、治療方法別）、  
多胎妊娠数（全数、年齢別、治療方法別）、  
生産分娩数（全数、年齢別、治療方法別）、  
採卵あたり生産率（全数、年齢別、治療方法別）、  
出生児数（全数、年齢別、治療方法別）、  
低出生体重児数（全数、年齢別、治療方法別）、  
妊娠後経過不明数（全数、治療方法別）

(3) 都道府県等は、(2)をもとに、必要に応じて管内の事業実績の分析を行い、その成果を把握すること。

#### 12 留意事項

(1) 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせて行う混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものであること。

(2) 助成の状況を明確にするため、不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳（様式は別添20を参考とすること。）を備え付け助成の状況を把握すること。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合は、前住所地等へ照会

別紙1

(表)  
不育症検査費用助成事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり申請します。

(ふりがな)		生年月日	
氏名	(元号)	年	月 日( 歳)
申請者			
住所	〒	電話	( )
備考			
申請額		金 円	
(元号) 年 月 日			
都道府県知事 (市長) 殿			
金融機関名	銀行	本店	
	金庫	支店	
	農協	出張所	
貯金種別	普通	(ふりがな)	( )
	当座	口座名義人	
口座番号			(左記記入)

申請受理年月日	(承認・不承認)
受給者番号	決定年月日

(注) 太枠の中をご記入ください。

( 添付書類 ) 不育症検査費用助成事業受検証明書  
不育症検査結果票

するなど適宜確認を行うこと。

(3) 申請等事務手続きに当たっては、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮すること。

受給者番号

医療機関発行の領収書添付箇所

(裏面添付又は別添可)

不育症検査費用助成検査受検証明書

下記の者については、先進医療として告示された不育症検査を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

(元号) 年 月 日

医療機関の名称及び所在地  
主治医氏名

医療機関記入欄(主治医が記入すること)

当医療機関は、保険適用となっていない不育症に関する治療・検査について、保険診療で実施している。

(ふりがな) 受検者	( )	年	月	日(歳)
実施した検査 検査実施日	(元号) 年 月 日			
領収金額	検査費用	領収金額	円	

別紙2

不育症検査費用助成事業台帳

受給者番号		生年月日
ふりがな	(元号)	年 月 日( 歳)
申請者氏名		
住 所	〒	電話 ( )
備 考		

(不育症検査費用助成)

申請受理 年月日	領収金額	申請額	(承認・不承認) 決定年月日 (承認・不承認)	助成額	医療機関名	検査日	備考

※ 先進医療に指定され次第、課長通知で様式発出

不育症検査結果 個票

受検者氏名 \_\_\_\_\_ 実施医療機関 \_\_\_\_\_  
国への報告時は秘匿 国への報告時は秘匿  
検査名:流産検体の染色体染色体検査 領収金額: \_\_\_\_\_

(調整中)

母親年齢別、父親年齢別、既往流産回数別、不妊治療の有無、不妊期間、  
抗リン脂質抗体症候群の有無：無治療群、低用量アスピリン治療群、低用量アスピリン及び未分画ヘパリン注射治療群  
子宮形態異常（子宮奇形）の有無：無治療群、子宮鏡下中隔切除術群、その他手術療法群  
甲状腺機能異常の有無：無治療群、治療群  
血液凝固異常（ProteinS欠乏症、ProteinC欠乏症、第XIII因子欠乏症）の有無  
：無治療群、治療群（低用量アスピリン治療群、低用量アスピリン及び未分画ヘパリン注射治療群）

以下、自治体記入欄

都道府県等名: \_\_\_\_\_ 報告No \_\_\_\_\_

別添 16(新規)多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業1 事業の目的

多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常 14 回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、市区町村とする。事業の全部又は一部を医療機関等へ委託することができる。

3 事業の内容

多胎を妊娠している妊婦一人当たりにつき、1 回 5,000 円分の健診費用を、5 回を限度として支援する

4 留意事項

- (1) 本事業の利用については、妊婦健康診査の支援を超える健診が生じた場合に、超えた部分に対して補助を行うこと。
- (2) 妊娠の届出時等において、多胎妊婦を把握した場合、本事業の利用についての意思確認や利用に際しての申請を、訪問等により受け付けるなど、多胎妊婦の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。
- (3) 当事業を利用する多胎妊婦に対して、多胎妊産婦等が利用できる事業を積極的に案内することにより、安定した妊娠・出産ができるように配慮すること。

別添 17

被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業（略）

（削除）

別添 16

被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業（略）

別添 17

不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における  
設備・人員等の指定要件に関する指針

1. 実施医療機関の具備すべき施設・設備基準

(1) 必ず有すべき施設・設備

実施医療機関は、次の施設・設備を有するものとする。

○ 診察室・処置室

・ 不妊の患者以外の患者と併用であってもさしつかえないこと。

○ 採卵室・胚移植室

・ 採卵室の設計は、原則として手術室仕様（注1）であること。

・ 清浄度は原則として手術室レベル（注2）であること。

・ 酸素吸入器、吸引器、生体監視モニター、救急蘇生セットを備えていること。

○ 培養室

・ 清浄度は原則として手術室レベルであること。

・ 培養室においては、手術着、帽子、マスクを着用することとし、入室時は手洗いをを行うこと。

・ 職員不在時には施錠すること。

○ 凍結保存設備

・ 設備を設置した室は、職員不在時には施錠すること。

(2) その他の望ましい施設

実施医療機関は、次の施設を有することが望ましい。

○ 採精室

○ カウンセリングルーム

○ 検査室（特に、精液検査、精子浮遊液の調整等、不妊治療に関する検査を

行う設備を設置した室)

2. 実施医療機関の配置すべき人員の基準

(1) 配置が必要な人員

実施医療機関は、次の人員を配置するものとする。

○ 実施責任者（1名）

・ 実施責任者は次の事項を全て満たすものとする。

(7) 公益社団法人日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医（以下「産婦人科専門医」という。）である者

(4) 産婦人科専門医取得後、不妊症診療に2年以上従事した者

(9) 公益社団法人日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設において1年以上勤務又は1年以上研修を受け、体外受精・胚移植の技術を習得した者

(エ) 常勤である者

・ 実施責任者の責務は次の通りとする。

(7) 不妊治療に関する医療安全管理マニュアルの策定

(4) 不妊治療を実施する施設・設備についての安全管理

(9) 不妊治療にかかる記録・情報等の管理

○ 実施医師（1名以上、実施責任者と同一人でも可）

・ 年間採卵件数が100件以上の施設については、一般社団法人日本生殖医学会認定生殖医療専門医がいることが望ましい。

○ 看護師（1名以上）

・ 不妊治療に専任（注3）している者がいることが望ましい。

・ 年間治療件数が500周期以上の施設については、公益社団法人日本看護協会認定の不妊症看護認定看護師又は母性看護専門看護師がいることが望ましい。

○ 配偶子、受精卵及び胚の操作・取扱い、並びに培養室、採精室及び移植室などの施設・器具の準備・保守の一切を実際に行う、生殖補助医療に精通した技術者（いわゆる胚培養士・エンブリオロジスト（医師を含む）（1名以上、実施責任者又は実施医師と同一人でも可）

・ 年間採卵件数が100件以上の施設については、実施責任者・実施医師と同一人でないことが望ましい。

(2) 配置が望ましい要員

実施医療機関は、次の人員を有することが望ましい。

○ 泌尿器科医師

- ・ 特に、精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引採取法等を実施する施設では、泌尿器科医師との緊密な連携を取れるようにしておくことが重要である。
- ・ 一般社団法人日本生殖医学会認定生殖医療専門医であることが望ましい。

- 患者（夫婦）が納得して不妊治療を受けられるように、不妊治療の説明補助、不妊治療の選択の援助、不妊治療を受ける患者への継続的な看護とともに生殖医療チーム内の調整を行う者（いわゆるコーディネーター）
- ・ 年間治療件数が500周期以上の施設については、公益社団法人日本看護協会認定の不妊症看護認定看護師又は母性看護専門看護師がいることが望ましい。

- 心理学・社会学等に深い造詣を有し、臨床における心理カウンセリング又は遺伝カウンセリング等の経験を持ち、患者（夫婦）を不妊に関しカウンセリングの側面から支援できる技術を持つ者（いわゆるカウンセラー）

- ・ 患者（夫婦）の状態等に応じて、必要な心理カウンセリング及び遺伝カウンセリングが可能となるよう、配置した者の専門でない分野の経験を持つ者との連携体制を確保しておくことが望ましい。

3. その他の要件

実施医療機関は、次の項目を満たすことが必要である。

- 自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関しては、妊娠から出産に至る全ての経過の把握および公益社団法人日本産科婦人科学会に対する報告を行っていること。

- 自医療機関で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患者を紹介し、妊娠から出産に至る全ての経過について報告を受ける等、分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとること。

- 本事業の実績・成果の把握のための調査に協力する医療機関であること。

- 公益社団法人日本産科婦人科学会における個別調査票（治療から妊娠まで及び妊娠から出産後まで）の登録に協力すること。

- 医療安全管理体制が確保されていること。

- 1 医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げること。

- 2 医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握すること。
- 3 医療に係る安全管理のための職員研修を定期的実施すること。
- 4 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。
- 5 自医療機関において保存されている配偶子、受精卵の保存管理及び記録を行うこと。
- 6 体外での配偶子・受精卵の操作に当たっては、安全確保の観点から必ずダブルチェックを行う体制を構築すること。なお、ダブルチェックは、実施責任者の監督下に、医師・看護師・いわゆる胚培養士・エンブリオロジストのいずれかの職種の職員2名以上で行うこと（医師については、実施責任者と同一人でも可）。
- 次の項目については、満たすことが望ましい。
- 倫理委員会を設置することが望ましい。その委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずることとする。
- 1 倫理委員会は中立を保つため委員構成に配慮が必要であり、中立的な外部委員を複数入れることが望ましい。
- 2 倫理委員会委員長を実施責任者が兼ねてはならない。
- 3 自医療機関で十分な人員を確保できない場合には、他の医療機関・大学等に設置されている、上記会告に準じた倫理委員会に審査を委託してもよいこととする。
- 公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加していることが望ましい。
- 不妊治療にかかる記録については、保存期間を20年以上とするのが望ましい。

注1：「手術室仕様」の参考

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

第20条第3号 手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房および照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を附属して有しなければならない。

注2：「手術室レベルの清浄度」の参考

清浄度クラス	名称	該当室	室内圧	微生物濃度
I	高度清潔区域	バイオクリーン手術室など	陽圧	10 CFU/m <sup>3</sup> 以下
II	清潔区域	手術室	陽圧	200 CFU/m <sup>3</sup> 以下
III	準清潔区域	I CU、NICU、分娩室	陽圧	200-500 CFU/m <sup>3</sup>
IV	一般清潔区域	一般病室、診察室、材料部 など	等圧	(500 CFU/m <sup>3</sup> 以下)
V	汚染管理区 拡散防止区域	細菌検査室など トイレなど	陰圧 陰圧	(500 CFU/m <sup>3</sup> 以下)

注3：「専任」について

当該看護師の全業務のうち半分程度以上不妊治療に従事していることを目安とする。

(削除)

別添18 体外受精・顕微授精の治療ステップと胎形成範囲

治療内容	採卵まで		胚移植		胚移植後		胎移植後		胎移植後		胎移植後	
	14日	10日	1日	1日	2~5日	10日	1日	10日	1日	10日	1日	1日
平均所要日数												
A 新鮮胚移植を実施												
B 凍結胚移植を実施*												
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施												
D 体外受精等により移植のめどが立たず治療終了												
E 受精できません												
F または、胚の分割停止、着床、多精子受精などの異常投薬等により中止 採卵した胚が得られない、又は状態のよい胚が得られないため中止												
G 卵胞が受精しない、又は分割終了のため中止												
H 採卵段階中、体質不良等により治療中止												

\* B：採卵・受精後、1～3日間程度の期間をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づき治療を行った場合。  
\* 採卵段階中に異常な状況を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合は形成の対象となります。



受給者番号

医療機関発行の領収書添付箇所

(裏面添付又は別添可)

不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

(元号) 年 月 日

医療機関の名称及び所在地  
主治医氏名

印

医療機関記入欄(主治医が記入すること)

夫 (ふりがな)	( )	妻 ( )
受診者氏名	昭和 平成	昭和 平成
受診者生年月日	年 月 日 ( 歳 )	年 月 日 ( 歳 )
今回の治療方法	A または B の場合 該当する記号(注参照)に○を付けてください 1. 体外受精 2. 顕微授精 男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください (精子回収の有無)	
今回の治療期間※1	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日 (男性不妊治療分) (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日	1. 有 2. 無
日本産科婦人科学会 UMIN個別調査票 登録の有無	有 一 症別登録番号※2	無
領収金額	[ 今回の治療にかかった金額合計※保険外診療に限る ] 特定不妊治療費 (領収金額) 領収金額 _____ 円 男性不妊治療費※3 領収金額 _____ 円	

※1) 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。

※2) 日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。

※3) 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関(指定を受けていない医療機関である場合を含む)で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。

(注1) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

- A 顕微授精を実施
  - B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母胎の状態を整えるために1~3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行う)の治療方針に基づいて一連の治療を行った場合
  - C 以前に凍結した胚による胚移植の実施
  - D 体質不良等により移植のめどが立たず治療終了
  - E 授精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等による中止
  - F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
- ※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(注2) 採卵に至らないケース(女性への喫煙的治療のないもの)は助成の対象となりません。

不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳

受給者番号		生年月日	
申請者氏名	(夫) 昭和 平成	年 月 日 ( 歳)	
	(妻) 昭和 平成	年 月 日 ( 歳)	
住所(※1)	〒	電話 ( ) ( )	
住所(※2)	〒	電話 ( ) ( )	
備考			

※1: 夫婦の住所を記入する。  
 ※2: 夫婦の住所が異なる場合に記入する。  
 住所が異なる場合は、単身担任等で夫と妻が異なる場合に住所を有する場合はいう。

(特定不妊治療)

申請受理 年月日 (初回分)	申請額	(承認・不承認) 決定年月日	助成額	医療 機関名	治療期間 開始 終了	症例登 録番号 の有無	備考
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					

(男性不妊治療)

申請受理 年月日 (初回分)	申請額	(承認・不承認) 決定年月日	助成額	医療 機関名	治療期間 開始 終了	備考
		(承認・不承認)				
		(承認・不承認)				
		(承認・不承認)				
		(承認・不承認)				

新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられる可能性があることから、メンタルヘルス上の影響や親子の愛着形成の障害等が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱え日常生活に支障を来す妊婦も存在する。

このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。

2. 実施主体

(1) 3の(1)①、②

都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所設置市とする。

また、事業の実施に当たり、関係団体、医療機関、助産所等に事業の一部を委託することができる。都道府県が実施する場合、事業の実施に当たり、市区町村へ委託することができる。

(2) 3(1)③の事業

都道府県とする。

(3) 3の(2)の事業

都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所設置市とする。また、事業の実施に当たり、関係団体、医療機関に事業の一部を委託することができる。

(4) 3の(3)及び(4)の事業

市区町村とする。また、事業の実施に当たり、関係団体や民間事業者等へ事業の一部を委託することができる。

3. 事業内容

(1) 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援

<p>① <u>新型コロナウイルスに感染していることが確認された妊産婦について、本人の希望を踏まえ、助産師、保健師等による訪問や電話相談などで継続的に寄り添い型のケア支援を実施</u></p> <p>② <u>新型コロナウイルスに感染した妊産婦を診療している医療機関に対し、当該妊産婦がケア支援を希望する場合に、実施主体に対し必要な情報を提供するとともに、ケア支援の過程で妊産婦の病状等に変化があった場合、必要に応じ、情報共有等の調整を実施</u></p> <p>③ <u>都道府県が当事業を実施する場合、指定都市、中核市、特別区、保健所設置市やそれ以外の市町村との調整を実施</u></p> <p>(2) <u>不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査</u></p> <p>(1) <u>を実施した上で、不安を抱える妊婦が分娩前に新型コロナウイルス検査の補助等を実施</u></p> <p>(3) <u>オンラインによる保健指導等</u></p> <p>① <u>対面で行ってきた保健指導や個別相談などの母子保健事業を、オンラインで実施すること</u></p> <p>② <u>上記①をオンライン等で実施するに当たって必要となる通信環境やタブレットなどの環境の整備や事業の実施に必要な人員の配置を実施</u></p> <p>(4) <u>育児等支援サービス</u></p> <p><u>里帰り出産が困難な妊産婦に対し、民間事業者等が提供する育児支援サービス等を利用した際の利用料の補助を実施</u></p> <p>4. <u>留意事項</u></p> <p>(1) <u>当事業の実施に当たり、類似の補助を受けている場合は、重複して補助を受けることはできない。</u></p> <p>(2) <u>当事業の利用に当たっては、サービスを利用する妊産婦から利用料は原則徴収しない。</u></p> <p>(3) <u>3 (1) 及び (2) を実施するに当たり、当該自治体に住民票がない妊産婦に対しても支援の対象とすること。</u></p> <p>(4) <u>3 (1) を実施するに当たり、新型コロナウイルスに感染していることが確認された妊産婦について、本人がケア支援を希望する場合に、別途示す様式を活用し、当該妊産婦の状況について実施主体である自治体に情報提供すること。</u></p>
--

(5) 都道府県が3(1)を実施するに当たり、業務の一部を市町村へ委託することとが考えられるが、その場合、調整事務費などを活用し、都道府県と市町村の事務内容を整理及び調整すること。

(6) 3(2)を実施する場合、都道府県と指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市との間で、十分連携を確保した上で、別添21-2の要件を全て満たすよう、実施主体は関係団体や周産期医療機関及び検査実施機関等と調整を行うこと。その際、別途指示する様式により、体制整備の状況等について厚生労働省へ報告すること。

なお、別添21-2に示す要件の全てを満たしていない場合や、要件全てを満たしたにもかかわらず厚生労働省への報告がなされない場合には、3(2)に係る補助を受けることはできない。

(7) 3(4)の実施に当たり、妊産婦に対して、民間事業者のサービス以外にも、自治体において社会福祉協議会や、子育てNPO等で実施している支援の利用を勧めることは差し支えない。

(8) 3(4)の実施に当たり、里帰りが困難なことの確認については、妊産婦の家庭や出産等の状況などを総合的に確認した上で判断すること。

#### 別添21-2

不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査の要件について

別添21-1「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業」のうち、「不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査」を実施する場合、以下1から3の全ての要件を満たすこと。

1. 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援事業の実施  
新型コロナウイルスに感染した妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられる可能性があるなど、メンタルヘルス上の影響や親子の愛着形成の問題等が懸念されることから、別添21-1「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦

(削除)

総合対策事業」に定める「新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援」を実施し、妊産婦が抱く不安に寄り添った支援を行うこと。

2. 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への医療提供体制の確保  
新型コロナウイルスに感染した妊産婦の状態や重症度を考慮した受入れ医療  
機関の設定等適切な周産期医療提供体制を確保すること。  
受け入れ医療機関においては、検査結果が陽性となった妊婦が医師に対して十分に相談できる体制を整えとともに、医師は妊婦の疑問や不安に適切に対応すること。

3. 新型コロナウイルス感染症検査の実施体制について  
検査を希望する妊婦は新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有さない妊婦であることに鑑み、当該妊婦に不安を与えないことに配慮しつつ、感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する者とは分離して検査が実施できるよう、体制を整備すること。

(1) 検査実施機関  
新型コロナウイルス検査の実施機関は、次の①から⑤のいずれかであること。

- ① 妊婦健診を行う医療機関
  - ② 分娩予定の医療機関
  - ③ 帰国者・接触者外来
  - ④ 地域外来・検査センター
  - ⑤ 上記以外で、下記(2)に記載する要件を満たす機関
- ※ ③から⑤においては、産婦人科医師(産婦人科専門医)が在籍していることが望ましい。

(2) 検査機関における体制の整備等について  
下記①及び②の内容を全て満たした機関であること。

- ① 適切な検査実施体制の確保  
他の受診患者との空間的分離、もしくは時間的分離により、検査を希望す

る妊婦に不安を与えない方法で、検査実施体制を確保していること。

ア 空間的分離

他の感染が疑われる受診患者等との接触を避けるため、妊婦専用ブースを設置すること。あるいは、妊婦専用の帰国者・接触者外来を設置すること。また、検査エリアへの動線にも配慮すること。

イ 時間的分離

他の受診患者との接触を避けるため、妊婦専用の時間帯を設けること。

② 妊婦への適切な検査前説明

検査の実施に当たり、検査を希望する妊婦本人に対し、事前に以下の点について丁寧な説明を行うこと。

ア 検査は、妊婦が希望する場合に任意で行われるものであること。ただし、例えば陣痛が発来しているなど、その時点の妊婦の状態によっては、医師の判断により新型コロナウイルス感染症の検査よりも必要とされる処置が検査より優先される可能性があること

イ 検査の性質上、偽陽性、偽陰性が一定の確率で起こりうること

ウ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により原則入院や宿泊療養になるなど生活が制限される可能性があること

エ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩場所が変更となることや、計画分娩や帝王切開等での分娩となる可能性があること

オ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩後の一定期間、母子分離等となる可能性があること

カ 新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦は、希望により継続的なケア支援が提供されること

別添 22

乳幼児健康診査個別実施支援事業

1. 事業目的

新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面

を避けるために、乳幼児健康診査を集団健診から、個別の医療機関等へ健診を受けに行く個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

2. 実施主体  
市区町村

3. 事業内容

乳幼児健康診査のうち、3～4か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診を集団健診で実施していたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、個別の医療機関等へ委託し、子ども一人一人が医療機関へ健診を受診する個別健診へ切り替える。

4. 留意事項

(1) 本事業の実施に当たり、従来から乳幼児健康診査を個別健診で実施している場合は補助の対象外とする。

(2) 本事業は集団健診から個別健診に切り替えた場合に追加で発生する費用について対象とする。

(3) 乳幼児健康診査は、個々の乳幼児の健康状態や、乳幼児のおかれている生活環境に応じて保健指導を行う場でもあるため、支援が必要と考えられる乳幼児や保護者については、市区町村で把握して支援できる仕組みとすること。

(4) 医療機関での健診の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の対策をしっかり行った上で実施すること。